

番 号：諮問第172号

答申日：令和元年9月11日

答 申

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、「公文書開示請求中の『公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項』欄の記載だけでは請求の対象となる公文書の特定が不十分である」として行った非開示決定は、本来「作成又は取得してない」として非開示決定を行うべきであったが、結論において取り消す必要までは認められない。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成28年和歌山県条例第12号）による改正前の和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成27年8月13日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄の記載だけでは、公文書の特定が不十分であり、補正を求めたが、補正されなかったため、異議申立人に対し、開示決定等期限延長通知を行った上で、公文書開示請求中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄の記載だけでは請求の対象となる公文書の特定が不十分であるとの理由で、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年10月9日付け地政第04170002号の17で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成27年10月15日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、特定し直した上で開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 地番が数百移動している事は事実であり、移動できる根拠はないのも事実である。
- (2) 移動できる根拠がないなら直ちに処分を取り消し、認証書を取り消し、正しい処分をすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

請求について「地番の移動した根拠の公文書」として識別すれば、地籍調査は筆界を確認していく調査であり、地番を移動させたり、確定したりという処分行為を行うものではないため、請求文書は作成又は取得しておらず、非開示決定となる。

しかし、同じ内容の開示請求（諮問第170号で審議）が当該異議申立人からなされていることから、本件は別な意図の可能性も考え、補正通知を行ったが、補正がなく、再度補正通知を行ったが、補正されなかったため、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関によると、同内容の請求が別途なされていたことから、本件は別な意図の可能性があると考え、補正通知書を2回送付したが、異議申立人は補正を行わなかったため、結果的に異議申立人が請求している公文書を特定することができなかったと説明する。

しかし、実施機関は、対象公文書を地番の移動した根拠であると特定しているから、当審査会は、異議申立人が補正を行わず、公文書が特定できないとの理由で非開示決定を行うのではなく、地籍調査は筆界を確認していく調査であり、地籍調査の性質上、地番を移動させたり、確定したりという処分行為を行うものではないことから「作成又は取得していない」との理由で非開示決定を行うべきであったと考える。ただし、迅速な最終決定に資するとの観点からは、改めて「作成又は取得していない」との理由で非開示決定をするまでもないと思料され、実施機関の行った本件処分は、結論として取り消す必要までは認められない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成 27 年 10 月 22 日	○諮問（実施機関）
平成 27 年 11 月 5 日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成 29 年 3 月 16 日	○審議
平成 29 年 4 月 25 日	○審議
平成 30 年 12 月 26 日	○審議
平成 31 年 2 月 12 日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成 31 年 2 月 18 日	○実施機関からの資料を受理
平成 31 年 3 月 6 日	○審議

平成 31 年 3 月 27 日	○審議
令和元年 7 月 2 日	○審議

[別紙]

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成 27 年 8 月 13 日	平成 21 年 9 月 25 日付、地づ第 159 号認証書で認証された船戸字北原、船戸字岩ヶ谷、船戸字長谷の字名が一番古い土地台帳の所在は、那賀郡小倉村大字上三毛であり、地番が移動した根拠の公文書。